

令和元年度 第2回 さいたま市立小・中学校通学区域審議会議事録

日 時 令和元年11月7日(木)
午後3時30分から4時10分
場 所 市役所別館2階 教育委員会室
出席者 宮田会長、今川副会長、近委員、須郷委員、
石黒委員、石川委員、向山委員、溝口委員、
松谷委員、飯野委員、深津委員、茂木委員、
教育長、学事課長、事務局
欠席者 池田委員、桑原委員、松本委員、

1 開会

2 教育長挨拶

3 委嘱状の交付

4 会長挨拶

(議事進行交代)

(委員出席状況報告)

(資料確認)

5 議 題

(1) 通学区域審議会の概要について

事務局より、通学区域審議会の設置目的、委員構成、任期、審議内容、通学区域の弾力的運用について説明。

(2) 報告：特定地域の設定について

事務局より、特定地域設定要望について資料に沿って説明

・設定要望があった各自治会の要望内容(指定校・許可校)

①元町2丁目自治会(本太小・北浦和小)

②内谷自治協力会(東浦和中・尾間木中)

・対象地域内在住児童生徒数

・対象となる小・中学校の児童生徒数の推計

総合的に判断すると、①・②の要望は妥当であると説明。

【質疑応答】

委 員：元町2丁目自治会の設定要望については、選択した学校によって進

学先の中学校は変わるのか？

事務局：この場合はどちらを選んでも本太中学校への進学となる。なお、指定校変更の許可基準の一つに、小学校で指定校変更許可を受けて卒業まで在籍した場合には、その進学先中学校も選択できるという基準があるので、特定地域にお住まいで許可校を選んだ場合、指定校以外の中学校に進学できる場合もある。

委員：特定地域の設定要望があった際、どのような基準に則り要望を認めているのか。

事務局：通学距離の短縮や安全性の確保、学校間における児童生徒数のバランスや今後の推移、学校施設の規模などを総合的に考慮し、特定地域の設定が妥当であるかを検討している。そのため、例えば、新たに選択できるよう「許可校」として要望している学校が「過大規模校（小学校・中学校31学級以上）」である場合等では、新たに特定地域を設置することは困難であると考えている。

委員：実際にはどういった理由で地域から要望があがることが多いのか。

事務局：通学距離の短縮を目的とした要望が多いのが現状である。

委員：たとえ距離が近くても、大きな道路を横断するため安全面で課題がある場合や、要望の対象となる許可校で児童生徒数の増加が見込まれている場合は、要望について慎重に協議していくべきである。

委員：今回要望のあった地域に隣接する地域については、今後要望があがってこない場合に、教育委員会の方から自治会へ向けて要望するよう働きかけることはあるのか。

事務局：こちらから働きかけることはない。自治会は、子ども会や交通安全・防犯活動といった様々な地域コミュニティとの関わりがあり、新たに学校が選択できるようになった場合は様々な面で影響が出ることが想定される。特定地域の設定要望は、そういった部分を踏まえた地域の総意であるため、各自治会側から話をいただいている。

委員：内谷自治協力会の設定要望については、現状でも指定校である東浦和中学校の方が尾間木中学校よりも生徒数が少ないが、児童生徒数の適正化の観点から考えて問題はないのか。

事務局：東浦和中学区については、最近になって区画整理が完了した住所がある影響で、推計値よりも、更に生徒数が増加するのではないかと見込んでいる。こういった点も考慮し、今回の要望については、適正な児童生徒数の範囲内におさまっているものと考えている。

(その他質問・意見等なし。以上で質疑応答を終了。)

委員：以上の審議を踏まえ、今回の特定地域の設定については、妥当であると結論付ける。

6 その他

事務局より、次回の審議会は年明けに開催予定であることを連絡。
(質疑応答なし)

7 閉 会